東北町議会だより

第 64 号

発行　青森県東北町議会
編集　議会広報特別委員会
電話　0176－56－3111
　　内線　310
住所　東北町上北南四丁目
　　32－484

青森県町村議会議長会自治功労賞　向かって右、【19年以上在職】故蛯沢達也議員

※関連記事は最終ページ参照願います。

中央【30年以上在職】蛯沢正紀議員・向かって左【11年以上在職】岡山粕男議員

令和３年３月定例会初日（３月２日）に、受賞３議員へ伝達を行いました。

主な内容

◆３月定例会で審議された議案等 …… ２～５P
◆一般質問に４人登壇 …… 5～17P
◆各委員会の活動 …… 18P
◆委員会報告 …… 19～25P

◎３月定例会

３月定例会は、３月２日招集され11日までの10日間の会期で開催されました。

なお、新年度予算審査にあたり、今定例会も予算審査特別委員会を設置。委員長には沼山浩幸委員、副委員長には坂本直大委員が選任されました。委員会では付託された８件の予算案を２日間にわたり慎重に審議しました。委員長から本会議にその内容が報告され、一般会計、介護保険特別会計については賛成多数で、その他の会計については全会一致で原案どおり可決しました。

また、本会議では岡山粕男議員、蛯澤正雄議員、坂本直大議員、市川俊光議員の４人が一般質問に立ち、活発な議論を交わしました。

審議された議案等は以下のとおりです。

令和３年度一般会計予算の主な事業（抜粋）

予算の総額　107億6,500万円

◇新型コロナウイルス対策事業	8,769万円
◇電算システム導入開発事業	3,927万円
◇デジタル共同受信施設更新事業	4,549万円
◇地域ミニ計画整備事業	4,000万円
◇町長選挙費	1,234万円
◇特定防衛施設周辺整備事業	１億1,307万円
◇岩渡沢川改修事業	３億0,000万円
◇防雪対策費	２億4,686万円
◇輝ヶ丘2号線側溝事業他道路新設改良事業	4,700万円
◇乙供・天間林線ほか８橋梁改修他道路橋梁補助事業	１億2,800万円
◇栄団地外壁塗装他住宅管理事業	1,818万円
◇水産物加工施設設置助成事業費補助金	１億2,030万円
◇水産物加工施設建設等事業費補助金	1,000万円
◇社会福祉施設（保育所）整備費補助金	１億9,892万円
◇放課後児童健全育成事業	3,292万円
◇老人福祉センター等改修事業	8,627万円
◇学校給食費給付金	5,874万円

3月定例会で審議された議案等

◎専決処分の報告
（岩渡沢川改修（１工区）工事請負契約の一部変更）
報告済

◎専決処分の報告
（損害賠償の額を定めること及び和解について）
報告済

◎専決処分した事項の報告及び承認
（令和２年度一般会計補正予算）
・予算の総額に１億円を追加し、総額を１４６億73万２千円とするものです。
全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認
（令和２年度一般会計補正予算）
・予算の総額に１億円を追加し、総額を１４７億73万２千円とするものです。
全会一致で承認

◎専決処分した事項の報告及び承認
（令和２年度一般会計補正予算）
・予算の総額に２，３００万円を追加し、総額を１４７億２，３７３万２千円とするものです。
全会一致で承認

◎令和２年度一般会計補正予算
・予算の総額から１億８，３３７万２千円を減額し、総額を１４５億４，０３６万円とするものです。
全会一致で可決

◎令和２年度国民健康保険事業特別会計補正予算
・予算の総額から５，８０７万９千円を減額し、総額を22億７，０３１万１千円とするものです。
全会一致で可決

◎令和２年度後期高齢者医療特別会計補正予算

・予算の総額から１，３８４万４千円を減額し、総額を２億１，１３２万７千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和２年度介護保険特別会計補正予算

・予算の総額から２，１８４万５千円を減額し、総額を28億５，５５０万３千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和２年度介護サービス事業保険特別会計補正予算

・予算の総額から75万６千円を減額し、総額を２，３２５万８千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和２年度農業集落排水事業特別会計補正予算

・予算の総額から85万５千円を減額し、総額を１億５３０万４千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和２年度公共下水道事業特別会計補正予算

・予算の総額から８１１万９千円を減額し、総額を６億５，７７０万１千円とするものです。

全会一致で可決

◎令和３年度一般会計予算

・予算の総額を１０７億６，５００万円と定めるものです。

賛成多数で可決
（起立採決　賛成14、反対１）

◎令和３年度国民健康保険事業特別会計予算

・予算の総額を21億６，８６３万６千円と定めるものです。

全会一致で可決

◎令和３年度後期高齢者医療特別会計予算

・予算の総額を２億６５２万６千円と定めるものです。

全会一致で可決

◎令和３年度介護保険特別会計予算

・予算の総額を28億３，６１０万８千円と定めるものです。

賛成多数で可決
（起立採決　賛成14、反対１）

◎令和３年度介護サービス事業特別会計予算

・予算の総額を２，４７７万７千円と定めるものです。

全会一致で可決

◎令和３年度農業集落排水事業特別会計予算

・予算の総額を１億14万５千円と定めるものです。

全会一致で可決

◎令和３年度公共下水道事業特別会計予算

・予算の総額を６億７，１７４万４千円と定めるものです。

全会一致で可決

◎令和３年度上水道事業会計予算

・収益的収入及び支出予定額を４億７，９６５万１千円と定めるものです。

全会一致で可決

◎東北町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正

・職員の服務の宣誓に関する政令の改正に伴い、東北町職員の服務の宣誓における押印、対面の見直しに係る所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町職員の給与に関する条例の一部改正

・特殊勤務手当の特例を規定する人事院規則の改正に鑑み、職員が新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事した場合に支給する特殊勤務手当を定めるための改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

・公職選挙法の改正に伴い、東北町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例です。

全会一致で可決

◎東北町道路占用料等徴収条例の一部改正

・道路法施行令の改正に伴い、道路占用料の額の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町営住宅条例の一部改正

・民法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正

・民法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町上小ふれあい館条例の一部改正

・放課後児童クラブの開設に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町国民健康保険条例の一部改正

・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町国民健康保険税条例の一部改正

・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町介護保険条例の一部改正

・介護保険料の改定及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

賛成多数で可決
（起立採決　賛成12、反対３）

◎東北町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の省令の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の省令の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正

・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の省令の改正に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎東北町公の施設に係る指定管理者の指定

・東北地区商工業研修等施設について、東北町商工会を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。

全会一致で可決

◎東北町公の施設に係る指定管理者の指定

・上北地区商工業研修等施設について、上北町商工会を指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものです。

全会一致で可決

◎東北町上水道事業の設置等に関する条例の一部改正

・外蛯沢第６取水井新設事業及び新町１号ポンプ再稼働による認可内容の変更に伴い、所要の改正をするものです。

全会一致で可決

◎町道の路線認定について

・乙部２号線・内蛯沢15号線・表町16号線を町道認定するものです。

全会一致で可決

◎青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

・構成団体の解散による減及び共同処理する事務の変更並びに規約の変更について、関係地方公共団体に協議するものです。

全会一致で可決

◎青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

・構成団体の解散による減及び規約の変更について、関係地方公共団体に協議するものです。

全会一致で可決

◎十和田地区食肉処理事務組合規約の変更について

・解散に伴う事務の承継について規約で定めるための変更について、関係市町村に協議するものです。

全会一致で可決

◎十和田地区食肉処理事務組合の解散について

・令和３年６月30日をもって解散することについて、関係市町村に協議するものです。

全会一致で可決

◎十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う財産処分について

・十和田地区食肉処理事務組合の解散に伴う、同組合の財産処分について、関係市町村に協議するものです。

全会一致で可決

◎寒水辺地に係る総合整備計画の変更について

全会一致で可決

◎定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

・定住自立圏の形成に関する協定について、新たに成年後見制度の利用促進及び医療的ケア児支援のための連携推進に関する取組を追加するものです。

全会一致で可決

◎請願第１号（令和２年）日米地位協定の抜本的見直しを求める請願

全会一致で採択

◎請願第２号（令和２年）加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願

全会一致で採択

◎発議第１号日米地位協定の抜本改定を求める意見書

全会一致で可決

◎発議第２号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

全会一致で可決

一般質問

町政を問う

岡山粕男議員

質問一　原子燃料サイクル施設災害時における避難について

おはようございます。９番、岡山粕男です。あさって３月11日で、あの未曾有の東日本大震災から10年となります。多くの犠牲者が発生、依然として行方不明者が２，５２７人と、一刻も早い安否を願うものであります。犠牲に遭われました方々には、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。一般質問に入らせていただきます。

東日本大震災から10年が近づくにつれ、日増しに報道が活発になっているように思います。テレビ画面では、大津波の恐ろしさと福島県第一原発事故で疑念が現実となったとき、原燃等の安全神話は絶対に成り立たない。それに加え、電力会社の従事者などの倫理観の欠落など、不祥事の横行が大惨事につながるのではないでしょうか。現実となった福島の事故を見ると、先祖の墓参りも制限され、商売や事業も廃業し、生活に苦慮している姿を見ると、胸が締めつけられる思いがします。そうでありますから、絶対事故はあってはなりません。私は、平成18年にも再処理工場について質問していました。今回は、原子燃料サイクル施設災害時における避難について質問いたします。

原子燃料サイクル施設は、６つの施設からなっています。ウラン濃縮工場、再処理工場、低レベル放射性廃棄物埋設センター、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、核物質管理センター、ＭＯＸ工場であります。施設によっては、原子力災害対策重点区域が半径５キロメートル圏内、１キロメートル圏内と、さらには、重点区域の対象となっていない施設もあります。施設から放出される前に、フィルターにより大部分が除去され、風下方向に移動、拡散により濃度は低くなるからとされています。もし、福島原発事故の

ように、想定外の事故が発生したとき、どうなるだろうかと私は心配でなりません。

１つ、原子燃料サイクル施設において、最悪想定外の事故が発生した場合、町民の命を守る対応が第一と思います。放射能には領域がないと教わってきました。まさに福島を見たときに、それを感じました。青森県の原子力災害における重点避難区域に我が町は対象になっていない。隣接の町長としてどのように捉えているか伺います。

２つ目、原子燃料サイクル施設には、数多くの核施設が集中する中にもかかわらず、原子力災害発生時の避難対象区域が原子力発電所の場合、半径30キロメートルであるのに対し、原子燃料サイクル施設では半径５キロメートル、ＭＯＸ燃料工場では、半径１キロメートルとなっているが、どのように捉えているか伺います。

３つ目、避難先及び避難経路は、全面緊急事態発生時、避難経路として陸路を北上する避難経路と陸路を南下するとして、国道３３８号と県道25号をするとしています。県道25号は、水喰集落の丁字路までとなっているが、東北町としての捉え方を伺います。

４つ目、緊急避難時には、避難経路の国道３３８号と県道25号は、通常以上の交通量となると想定しているが、当町住民への影響が考えられるが、どのように対応されるのか伺います。

５つ目、再処理事業は、国家プロジェクトだとされ、膨大な予算が投入され、稼働だけが先行されているが、避難用アクセス道、豊瀬豊前集落間が中断されているが、見通しについて伺います。

６つ目、日本原燃の相次ぐトラブルや再処理工場での度重なるトラブル等を見て捉えたとき、再処理事業の中止を求めるべきと思うが、町長の考えを伺います。

質問二　消防団員の報酬・手当について

次に、消防団員の報酬、手当について質問させていただきます。１つ目、消防団員は、水、火災などの災害現場において、生命及び財産の急務にあたり、損害を最小限度にとめるべく防御及び鎮圧に努める使命の下、活動に頑張っているところであります。東北町は、消防団員定数が３５０人であります。現在団員数は３２９人であり、団員確保に苦労している分団もあると聞きます。待遇改善のためにも、報酬、手当の見直しが必要ではないでしょうか。総務省の消防庁は、消防団員が消火活動や災害時に従事した際、出動手当を７，０００円程度とすると示したが、当町は２，０００円であります。年額報酬は１万３，０００円でありますが、改正の考えはないか伺います。

２つ目、最後に消防団員定数に対する団員数の現状と今後の見通しはどうあるべきか伺います。

以上、答弁をよろしくお願いします。

答弁　町長

一－一
・国の基準に基づいて設定されているものと理解をしているものでございます。
しかしながら、原子力関連事故が地域社会に及ぼす影響は、極めて甚大であるものとも認識しているものであります。

一－二
・原子力災害対策指針に基づき、避難対象区域の範囲が指定されているものと理解をしております。

一－三
・東通原発の事故の際の避難方向と逆方向となり、住民の困難が予想されるためであると伺っております。

一－四
・事故の影響範囲や気象状況等を踏まえ、東北町原子力防災マニュアルに基づき、国及び県の関係機関や所在市町村である六ヶ所村とも連携を図りながら、住民の安全な避難経路の確保に努めてまいりたいと考えております。

一－五
・県に確認をしたところ、用地買収及び補償の交渉が不調となったことから、しばらくの間は、中止の状況となっておりました。
現在では、廃止状態と

なっており、事業再開の予定はないとの回答をいただいているところでございます。

二―一

・現在のところ、現行の出動手当及び団員の年額報酬について改正の予定はございませんが、関係機関とも調整を図りながら段階的に改善を図ってまいりたいと考えております。

二―二

・４月１日現在、定数３５０人に対し、３２８人の団員を任命しており、ここ10年間では、ほぼ横ばいの状況となっております。

・町と消防団との連携を図りながら、引き続き啓発活動等を積極的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

一般質問通告のありました質問事項１の原子燃料サイクル施設災害時における避難についてお答えをいたします。

まず、１点目の青森県においては、重点避難区域に我が町は対象となっていないが、放射能には領域がないと言われている。隣接の町長として、どのように捉えているのかについてでありますが、我が町は、重点避難区域の対象となっていないことにつきましては、国策であるため、国の基準に基づいて設定されているものと理解をしているものでございます。

しかしながら、間もなく10年を迎えようとしております東日本大震災における東京電力福島第一原発の事故に代表されるように、原子力関連事故が地域社会に及ぼす影響は、極めて甚大であるものと認識しているものであります。

次に、２点目の原子力災害が発生した場合に、避難対象区域が原子力発電所の場合、30キロメートルであるのに対し、原子燃料サイクル施設では５キロメートルとなっているが、どのように捉えているかについてでありますが、国際基準や東京電力福島第一原発事故の教訓等を踏まえ、国の原子力規制委員会が定めている原子力災害対策指針に基づき、避難対象区域の範囲が指定されているものと理解をしております。

次に、３点目の全面緊急事態発生時の避難経路として、陸路を南下するとして、国道338号と県道25号を使用することとしているが、東北町としての捉え方についてでありますが、原子燃料サイクル施設から半径５キロ圏内の住民が緊急事態発生時の避難経路として南下することを基本としているのは、北上することとした場合、東通原発の事故の際の避難方向と逆方向となり、住民の困難が予想されるためであると伺っております。

東北町としては、町全体が半径５キロ圏外であるものの、事故の影響範囲や気象状況等を踏まえ、東北町原子力防災マニュアルに基づき、国及び県の関係機関や所在市町村である六ヶ所村とも連携を図りながら、住民の安全な避難経路の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の緊急避難時には、避難経路の国道338号と県道25号は、通常以上の交通量になると想定しているが、当町住民への影響が考えられるが、どのように対応されるのかについてでありますが、先ほどのご質問でもお答えをいたしましたが、事故の影響範囲や気象及び交通渋滞の状況等を踏まえ、原子力防災マニュアルに基づき、町民に対して防災無線や防災メール等により、的確な情報を速やかに伝達するとともに、国及び県の関係機関や六ヶ所村とも連携を図りながら、住民の安全な避難経路の確保と誘導に努めてまいりたいと考えております。

次に、５点目の再処理事業は、国家プロジェクトだとされ、膨大な予算が投入され、稼働だけが先行されているが、避難用アクセス道、豊瀬、豊前間が中断されているが、その見通しについてでありますが、主要県道25号線東北横浜線、ガス平工区につきましては、県道であることから、県に確認をいたしましたところ、平成７年に事業に着手し、同年に測量、調査設計を行い、平成８年度から11年度にかけて約半分の用地を取得し、平成９年度から10年度にかけて一部工事を実施しておりますが、用地買収及び補償の交渉が不調となったことから、しばらくの間は、中止の状況となっておりました。現在では、廃止状態となって

おり、事業再開の予定はないとの回答をいただいているところでございます。町といたしましては、重要な路線であると考えていることから、県に対しまして、早期に事業の再開を要望してまいりたいと考えております。

次に、６点目の日本原燃の相次ぐトラブルや再処理工場での度重なるトラブル等を見て、再処理事業の中止をすべきと思うが、町長の考えはについてでありますが、原子燃料サイクル施設につきましては、青森県及び六ヶ所村と日本原燃との間で締結された立地協定に基づき、再処理工場につきましては、２０２０年７月、新規制基準に適合した再処理事業の変更許可を受け、２０２２年度上期の竣工予定で工事が進んでいくものと理解をしております。また、再処理事業につきましては、国策として捉えており、国において責任を持って進めていくものと考えております。

再処理工場などの原子燃料サイクル施設については、今後とも事業者である日本原燃に対し、安全管理を徹底した上で事業を進めるよう要望していくとともに、特に地域住民の安全確保につきましては、最も重要であることから、安全協定に基づき、トラブル等が発生した場合には、積極的な情報公開による透明性の確保、適切な対応を強く求めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、質問事項２の消防団員の報酬、手当についてお答えをいたします。まず１点目の総務省消防庁は、消防団員が消火活動や災害時に従事した際の出動手当が７，０００円程度とすると示したが、当町は２，０００円である。年額報酬は１万３，５００円であるが、改正の考えはないかについてでありますが、現在のところ、現行の出動手当及び団員の年額報酬について改正の予定はございませんが、消防庁が提唱する消火活動や災害時に従事した際の出動手当額を引き上げることにつきましては、金額は別として、消防団員確保のための待遇改善という観点からも検討していく必要があるものと考えておりますので、関係機関とも調整を図りながら段階的に改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、２点目の消防団員定数に対する団員数の現状と今後の見通しはどうかについてでありますが、令和２年度における消防団員数については、４月１日現在、定数３５０人に対し、３２８人の団員を任命しており、ここ10年間では、ほぼ横ばいの状況となっております。

今後の見通しにつきましては、全体としては、定員を若干下回ってはいるものの、定員もしくは定員を上回る団員を確保している分団も20分団中、半数以上の11分団あることから、町と消防団との連携を図りながら、引き続き啓発活動等を積極的に展開してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

蛯澤正雄議員

質問一　介護保険料軽減について

改めておはようございます。14番、蛯澤正雄、一般質問いたします。コロナウイルス感染症が流行してから１年を経過しようとしております。そして、国も感染状況を改善する決定打もなく、特に飲食店、宿泊施設等が絶大な影響を受けているようだ。その関連企業、第一次産業もじわじわと影響があります。我が東北町にも同様に影響が大きく、廃業を余儀なくされた方もあるのではないかと憂慮しております。今まで感染症により長期間に経済に影響している経験がありませんでした。今ほど町政運営の重要性が求められたことがありません。

そこで１つ、介護保険料軽減について、２月12日に全員協議会で介護保険料を軽減すると説明がありました。そこで東北町全体の介護保険料並びに軽減対象者は何％か。行政運営に支障がないか伺います。

質問二　上水道事業における水道料金改定について

２つ目、上水道事業における水道料金改定について。令和３年10月１日から水道料金を改定する予定であったようですが、東北町上水道事業水道料金審議会で水道料金の改定の時期について、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済が疲弊している状況下での料金改定は、今後の感染状況、経済状況を見極め、慎重に判断していただきたいとの答申を受けて、執行を１年延期すると全員協議会で説明を受けたが、現行では４人家族の上北地区と東北地区の利用料金が違い、またどの程度差があるのか。また、東北町全体の現行の１年間の料金と改定後の料金の差額及び現在一般会計から繰入れ並びに赤字は１年間どの程度か伺います。

上北地区のアスベスト石綿管の改修計画はどうなっているのか伺います。

質問三　町政運営に関する基本方針について

３つ目として、町政運営に関する基本方針について。町政運営の信条、町づくり基本方針を５つほど挙げております。その中で基幹産業である農業、そして商工業、観光、建設関係は、補給支処周辺障害防止事業の事業等と継続事業と思われますので、その内容を伺いたいと思います。

質問四　新過疎法案対象について

４番として、新過疎法案対象についてです。令和３年２月16日、東奥日報新聞で新過疎法案対象と東北町の東北地区が追加と大きく報道されております。税制面の特例や地方税の減収補填措置等の利点があるようだが、過疎対策等はあるのか。

なお、参考に対象調査期間の人口減少等をお知らせくださるようお願いします。

以上です。

答弁　町長

質問一

一－一

・令和２年度と令和３年度の介護保険料を比較した場合、総額で１，７７８万２，０００円の減となり、対象者につきましては、第１号被保険者である６，３９１人であります。

一－二

・今後の町政運営につきましては、支障がないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問二

二－一

・１か月当たりの利用料金は20立方メートルで上北地区は３，４１０円、東北地区は３，３００円となり、その差額は１１０円となります。

二－二

・令和元年度決算による１年間の水道料金収益は３億１，３５１万１，５５０円であります。改定後は、約６，０００万円程度の料金収入の増となる見込みであります。

二－三

・令和元年度決算における一般会計からの繰入れにつきましては１億２，１７６万円であります。決算上での赤字はございません。

二－四

・現在上北地区の石綿管延長は、約17・８キロ、東北地区では約２・８キロメートル、両地区で約20・６キロであります。現在の更新工事は、防衛省補助事業を利用し、年間事業費３，０００万円程度で配水管更新工事を実施している状況であります。

料金改定後には、現在実施している防衛省補助事業に加え、単独事業で更新工事を実施していけるものと思っております。

質問三

三－一

・私はこれまで５つの町づくり基本方針の実現を目指し、各種行政施策に取り組んでまいりましたが、私の目指す自立し、持続可能な町づくりは、緒についたばかりであり、特に基幹産業である農林畜水産業の振興、商工業、

観光、建設関係につきましては、活力ある町づくりのため、引き続き私に課せられた責務であると考えておるところでもございます。

質問四

四－一

・東北地区が一部過疎地域に認定された場合の過疎対策等につきましては、現行法の過疎対策を基に新法が制定される予定であることから、地方税や税制面の特例措置は、継続されるものと考えております。

・過疎債等による財政支援も現行法と同様であると考えております。

四－二

・当該期間中の状況につきましては、東北地区の減少数が３，６８７人、減少率29・２％、上北地区の減少数が１，１７４人、減少率11・５％であり、東北地区が一部過疎地域の認定予定となっております。

一般質問通告のありました質問事項１の介護保険料軽減についてお答えをいたします。まず、１点目の東北町全体の介護保険料の軽減金額並びに軽減対象者についてでありますが、介護保険料の設定につきましては、３年に１度策定する介護保険事業計画により設定することとなっております。第８期介護保険事業計画の介護保険料基準額は７，９５０円と設定し、第７期の基準額と比較し、４３０円の減となっております。減の主な要因といたしましては、青森県の財政安定化基金からの貸付金の償還が終了したこと、また介護保険給付費準備基金からの繰入れによることが主な要因であります。令和２年度と令和３年度の介護保険料を比較した場合、総額で１，７７８万２，０００円の減となり、対象者につきましては、第１号被保険者である６，３９１人であります。

次に、町政運営に支障はないかについてでありますが、介護保険事業の介護保険給付費の財源は、公費50％と保険料50％で賄われております。公費50％のうち、町の一般会計における負担は、政令で定めるところにより、介護給付費及び介護予防給付費に対し、12・５％相当額を負担することとされております。これは、介護保険法に基づいて実施しているものであります。今後の町政運営につきましては、支障がないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、質問事項２の上水道事業における水道料金改定についてお答えをいたします。まず、１点目の現行の水道料金を来年度改定する予定が、新型コロナウイルス感染症の影響により、執行を１年延長すると全員協議会で説明を受けたが、現行では４人家族の上北地区と東北地区の利用料金及び差額はどの程度かについてでありますが、４人家族では、おおよそ20立方メートルの使用料になると見込まれます。１か月当たりの利用料金は20立方メートルで上北地区は３，４１０円、東北地区は３，３００円となり、その差額は１１０円となります。

次に、２点目の現行の水道料金全体の１年間の料金と改定後の料金の差額につきましてでありますが、令和元年度決算による１年間の水道料金収益は３億１，３５１万１，５５０円であります。改定後は、約６，０００万円程度の料金収入の増となる見込みであります。

次に、３点目の現在の一般会計からの繰入れ並びに赤字は、１年間どの程度かについてでありますが、令和元年度決算における一般会計からの繰入れにつきましては１億２，１７６万円であります。決算上での赤字はございません。

次に、４点目の上北地区のアスベスト石綿管の改修計画はどうなっているのかについてでありますが、現在上北地区の石綿管延長は、約17・８キロ、東北地区では約２・８キロメートル、両地区で約20・６キロであります。現在の更新工事は、防衛省補助事業を利用し、年間事業費３，０００万円程度で配水管更新工事を実施している状況であります。

料金改定後には、現在実施している防衛省補助事業に加え、単独事業で更新工事を実施していけるものと思っております。

続きまして、質問事項３の町政運営に関する基本方針についてお答えをいたします。町政運営の信条、５つの町づ

くり基本方針を掲げているが、その中で基幹産業である農業、そして商工業、観光、建設関係は、補給支処周辺障害防止事業の事業等と継続事業と思われるが、いかがかについてでありますが、開会日の施政方針でも申し述べましたが、私はこれまで５つの町づくり基本方針の実現を目指し、各種行政施策に取り組んでまいりましたが、私の目指す自立し、持続可能な町づくりは、緒についたばかりであり、特に基幹産業である農林畜水産業の振興、商工業、観光、建設関係につきましては、活力ある町づくりのため、引き続き私に課せられた責務であると考えておるところでもございます。

　続きまして、質問事項４の新過疎法案対象についてお答えをいたします。まず、１点目の税制面の特例や地方税の減収補填措置等の利点はあるようだが、過疎対策等はあるのかについてでありますが、議員ご質問の東北地区が一部過疎地域に認定された場合の過疎対策等につきましては、現行法の過疎対策を基に新法が制定される予定であることから、地方税や税制面の特例措置は、継続されるものと考えております。

　また、その他過疎地域等の地域課題解決のための取組姿勢等につきましても、過疎債等による財政支援も現行法と同様であると考えております。さらに、新法案が制定され、施行された場合には、令和３年度内に過疎計画を施行し、国、県の承認を得ることとなることから、今後は町議会に対しても計画内容等をご説明してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

　次に、２点目の対象調査期間の人口減少についてでありますが、新過疎法案では、昭和50年から平成27年までの合併前の旧町単位の国勢調査における人口減少率が認定要件となる予定であり、当該期間中の状況につきましては、東北地区の減少数が３，６８７人、減少率29・２％、上北地区の減少数が１，１７４人、減少率11・５％であり、東北地区が一部過疎地域の認定予定となっております。

　以上、答弁とさせていただきます。

坂本直大議員

質問一　町に寄せられた町民からの要望等について

　皆様こんにちは。２番、坂本直大です。新型コロナウイルスは、昨年来より全国的に感染者と重症者、死者を出してまいりましたが、当町からはいまだ感染者の報告がございません。引き続き、出かける際のマスクの着用、手指消毒の徹底をお願いするとともに、万が一感染者が報告された場合においても、混乱を防ぎ、感染した方が早期に復帰できる雰囲気づくりを町民の皆様にもお願いしたいと思います。

　また、先月２月13日に福島県沖を震源地とした震度６強、マグニチュード７・３を観測する地震が発生いたしました。この地震により１００名以上の方が負傷しております。10年前の東日本大震災の余震と捉える専門家もおり、被害を受けた方々に対してお見舞いを申し上げるとともに、引き続きの警戒と災害時の備えをお願いしたいと思います。

　それでは、通告に従いまして、東北町に寄せられる町民からの要望などについて、５つの項目に沿ってお聞きしたいと思います。爆発的な感染者の増加に伴う２度目の緊急事態宣言は、首都圏の４都県において、３月５日に、７日までとされていた期間を２週間延長し、３月21日までとすることを政府は決定いたしました。コロナウイルスのワクチン接種の体制やスケジュール、副作用についても徐々に明らかになってきたところでございます。町民の皆様におかれましては、新しい季節を迎えるに当たって経済的な部分も含めて、様々な希望や不安の入り交じった状況下に置かれていることとお察しいたします。

　東北町では、今月下旬から職員の人事異動を控えており、今年度を振り返り、期待感がある来年度を創造する上でも、今回の定例会では、主に東北町職員の町民に対する対応に

着目した一般質問をさせていただきたいと思います。

まず１つ目は、今年度東北町に寄せられた町民からの要望、意見について、管理方法も含めて報告をお願いするものでございます。

２つ目ですが、除雪、コロナウイルス感染症対策について、町民からの声についてお知らせいただきたいと思います。記録的な豪雪となった今期の除雪における町民からの声とコロナ対応における町民からの声について、どのような対応をされたのか、来年度に向けた課題や対策と併せてご報告をいただきたいと思います。

３つ目ですが、町民への対応が町政に反映される意志決定の仕組みについて、基本的にどういった仕組みの運用によって町民の様々な分野での満足度へつなげることになっているのか、その構造について教えていただきたいと思います。

４つ目ですが、町民の住みやすさにつながる来庁時の対応マニュアルについてお尋ねいたします。行政サービスの安定的な提供と質的向上を目指した指針、マニュアルなどがあれば、その内容について教えていただきたいと思います。

近隣では、おいらせ町においらせ町職員人材育成基本方針が、平成９年から改訂版として平成30年に策定されております。我が町は、いかがでしょうか。５つ目ですが、公金取扱マニュアルについて現在までの状況について。どういった運用をされているのかご報告をお願いいたします。

オーストリア出身の心理学者、精神科医のアルフレット・アドラーは、カーネギーらに影響を与えた自己啓発の源流として著明な方ですが、悪いことをした人が必ずしも悪人であるとは限らない。その人が悪いことをしたときの状況や、その人を取り巻く環境によって悪事を働く以外の選択肢しかなかったのかもしれません。この後も続きますが、アドラーの言葉の中に、不祥事案の再発防止のヒントが詰まっているのではないかと考えております。

東北町庁舎の中に、そういった状況や環境が選択肢の中でつくり出されているのかもしれないということが結果的に公金の不祥事を継続的に生み出している原因ではないか。過去に一般質問で触れたこともございますが、こういったことのみならず、様々な問題が職員の基本的な言動や態度の中に潜んでいるのではないか推し量るところからスタートしたのが、今回の一般質問の起源となってございます。職員の行財政における影響力と町のイメージを構築する影響力という点において、軽視できない重要な政策課題となっているとしたら、町長は、これまでにどのような指針をお示しされてきたのでしょうか。我が町の市町村の職員様よりお答えをいただいた印象と町民から私に寄せられる要望などを交えて、ずれがあれば修正をお願いしたいと思います。疑問や課題について啓発の機会になればと考えておりますが、職員の皆様に向けたねぎらい、エールとなり、質問の意図と違った感情を生み出す要因とならぬよう切に願うところでございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

答弁　町長

質問一

一－一

・ホームページからのお問い合わせや電話のほか、直接来庁されてのものなどがございます。各課等で管理、対応を基本的としておりますが、内容によりましては、課長等会議に諮り、全職員による情報の共有を図るとともに、迅速な対応に努めているところでございます。

一－二

・今冬の降雪状況を踏まえ、本年１月８日付で豪雪警戒連絡会議を設置し、大雪等による被害などの情報収集に当たっているところでございます。また、新型コロナウイルス感染拡大への対応につきましては、保健衛生課に専用の相談窓口を設置し、町民からの様々な相談に対応に当たっているほか、広報、ホームページ、東北町テレビ等による感染防止対策の周知徹底を図っているところでございます。

一―三

・その都度速やかな対応に努めているところでありますが、全庁的な事案につきましては、課長等会議への報告の上、全職員で情報の共有を図るとともに、特に重要な事案等につきましては、直接私から指示することもございます。

一―四

・現在のところ、特に作成しておりませんが、職員採用時に基本的接遇等に関する研修を実施しているほか、青森県や関係機関が実施する研修会への積極的な参加等により、職員の資質向上に努めているところでもございます。

一―五

・公金等収納、保管、運搬につきましては、収納した現金は、早急に入金することとし、勤務時間内に入金できない場合、会計課金庫、税務課金庫または施錠できる安全な場所に預け入れることとしております。また、現金等の運搬は１人で行わず、必ず複数人で対応することとしております。

・現在マニュアルは適正に実施されているところでございますが、今後も厳格な運用を徹底し、全職員が一丸となって、事故が発生することがない職場環境の構築に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどを賜りたいと存じます。

一般質問通告のありました町に寄せられる町民からの要望等についてお答えをいたします。まず、１点目の今年度東北町に寄せられた町民からの要望、意見について、管理方法も含めて報告願いたいについてでありますが、町民からのご意見、ご要望につきましては、ホームページからのお問い合わせや電話のほか、直接来庁されてのものなどがございます。各課等で管理、対応を基本的としておりますが、内容によりましては、課長等会議に諮り、全職員による情報の共有を図るとともに、迅速な対応に努めているところでございます。

次に、２点目の除雪、コロナ対応についての町民からの声についてでありますが、除雪につきましては、今冬の降雪状況を踏まえ、本年１月８日付で豪雪警戒連絡会議を設置し、大雪等による被害などの情報収集に当たっているところでもございます。また、新型コロナウイルス感染拡大への対応につきましては、保健衛生課に専用の相談窓口を設置し、町民からの様々な相談に対応に当たっているほか、広報、ホームページ、東北町テレビ等による感染防止対策の周知徹底を図っているところでもございます。

次に、３点目の町民への対応が町政に反映されている意志決定の仕組みについてでありますが、各課長等で対応可能な事案につきましては、その都度速やかな対応に努めているところでありますが、全庁的な事案につきましては、課長等会議への報告の上、全職員で情報の共有を図るとともに、特に重要な事案等につきましては、直接私から指示することもございます。

次に、４点目の町民の住みやすさにつながる来庁時の対応マニュアルについてでありますが、町民の皆さんの来庁時における対応マニュアルにつきましては、現在のところ、特に作成しておりませんが、職員採用時に基本的接遇等に関する研修を実施しているほか、青森県や関係機関が実施する研修会への積極的な参加等により、職員の資質向上に努めているところでもございます。

次に、５点目の公金取扱マニュアルについて、現在までの状況についてでありますが、公金等取扱事務の適正化に関する方針、マニュアルは、平成26年６月に策定し、その後状況により改正を行い、現在に至っております。それでは、現在まで実施してまいりました主な取組状況につきましてご報告を申し上げます。

まず、公金等収納、保管、運搬につきましては、収納した現金は、早急に入金することとし、勤務時間内に入金できない場合、会計課金庫、税務課金庫または施錠できる安全な場所に預け入れることとしております。また、現金等の運搬は１人で行わず、必ず複数人で対応することとしております。

次に、準公金である各課が担当する外郭団体等の通帳につきましては、会計課金庫ま

たは東北支所金庫に保管することとし、金融機関届出印は、管理職が厳重に管理することとしております。通帳使用時は、通帳使用簿に記入し、管理者及び会計課長または東北支所庁の確認を受け、返却時も同様に通帳記録確認を受けることとし、幾重にも確認体制を取っているところであります。

また、管理職は毎月外郭団体等収支確認報告書を提出することとし、会計課長は、通帳と照合し、チェック後副町長に報告しております。さらに、各課等では、事務処理について適正であるか検討を行い、年２回２月と８月に公金等取扱事務適正化チェックシートを作成し、管理職が確認の上、提出することとしております。これらにより、現在マニュアルは適正に実施されているところでございますが、今後も厳格な運用を徹底し、全職員が一丸となって、事故が発生することがない職場環境の構築に努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどを賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

市川俊光議員

質問一　わが町におけるジェンダー平等の取り組みについて

それでは、１つ目のテーマから質問をさせていただきます。オリンピック・パラリンピック組織委員会の会長であった森喜朗氏が、「女性がたくさん入っている理事会の会議は時間がかかります」と発言し、それは女性蔑視であり、オリンピック憲章に照らしてもふさわしくないという世論が沸き起こり、森氏は、辞任に追い込まれました。憲法には、男女の平等が明記されています。しかし、社会の中には、社会的、文化的につくられた性差が存在し、男はこういうもの、女はこういうものという根深い考えが男女の平等を阻んでいます。そうした中で、女性には我慢を強いられる場面が多く、それが美徳であるとさえ言われていました。しかし、このたびの森会長辞任に至る経緯は、そうした社会的、文化的につくられた性差、ジェンダーによる不平等は、容認すべきではなく、ただされなければならないものと国民の意識と行動が大きく発展しているということを示したものと感じています。

女性も男性も社会的、文化的につくられた性差を押しつけられたり、それによって不利益を被ることがない地域社会をつくることは、まちづくりにおいても重要な課題であると考えます。我が町におけるジェンダー平等の取り組みについて次の５点をお尋ねします。

１点目、スイスに本部を置く世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップ指数の順位で、日本は１５３か国中１２１位です。新興国や途上国と比べても、男女格差が大きいとされています。また、男女格差は、都市部より地方のほうがより大きいと言われます。町長は、我が町において、ジェンダー平等は、どのような状況にあるとお考えでしょうか。町長のご認識をお聞かせください。

２点目、女性の生きづらさの大本（おおもと）に男女間格差があります。我が町において、ジェンダーギャップをただすことは、女性が心地よく暮らせる町をつくることであると考えます。これまで我慢を強いられてきた女性の皆さんが、もう黙らないと声を上げ始めている今、我が町においてもジェンダー平等を推進する取り組みを抜本的に強めるべきときではないでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

３点目、ジェンダー平等を推進する上で、町が率先して、その立場に立った行動を行うことが大事であると考えます。役場職員の採用、役職の任用においても、男女比を同等にしていくことは、我が町において、ジェンダー平等を推進する大きな力になります。職員の採用、役職の任用をジェンダー平等を推進する立場で行うことについて、町長のお考えをお聞かせください。

４点目、ジェンダー平等を進めることは、多くの人の意識と行動を大きく変えていく仕事です。強力な推進体制が

必要であると考えます。町として、ジェンダー平等を進めるための特別な推進体制をつくるという考えはありませんか、お考えをお聞かせください。

５点目、社会にジェンダー平等を実現していくには、幼少期からの人間形成の過程で、それが当然のこととして身についていくということが、大事であると考えます。我が町の小、中学校の学校教育では、ジェンダー平等については、どのように取り組まれているのか。その状況と今後の方向についてお聞かせください。

質問二　冬期歩行者の安全確保について

次に、２つ目のテーマで質問をいたします。今年の冬は、近年経験のない大変積雪の多い冬でありました。我が町では、どんなに雪が降っても、自動車が通行できる道を確保しなくては、暮らしも産業も成り立ちません。車道の雪をかき分けていく除雪車がいつにも増して頼もしく感じたものであります。しかしながら、車道の雪が寄せられていく一方で、歩行者が通る歩道については、なかなか雪が片付けられず、歩行ができない状態が町内のあちらこちらで見受けられたと感じています。

早期に歩道の除雪が適切に行われ、町民の安全な歩行が確保できるよう、町の対応を強めることが必要であると考えるものです。冬期の歩行者の安全確保について３点、質問をいたします。

１点目、町においては、積雪期は、パトロールなどにより、日々車道の積雪の状況を把握し、適切な除雪に努めていることと受け止めていますが、歩道の積雪状況については、日々把握する体制をとっているのでしょうか。歩道の積雪状況の把握について、どのようにされているのかお聞かせください。

２点目、この冬、積雪で歩行者が通れない歩道を町内のあちらこちらで見かけました。町では、歩行者の安全な通行を確保するための除雪を適切に実施できるよう歩道の除雪体制が構築されているのでしょうか。歩道の除雪体制についてお聞かせください。

３点目、道路の除雪は、車道が中心にあり、歩道は除雪されないままであったり、車道を除雪した雪を寄せて、通行ができない状態になったりしがちではないでしょうか。積雪期に歩道を通行できる状態にしておくことは、歩いて必要な用事を足す人にとっても、車を運転する人にとっても、安全を確保するために、とても重要なことであると考えます。除雪は、歩行者が通行できることを基準にし、除雪体制を構築すべきであると考えますが、町としてのお考えをお示しください。

質問は以上であります。よろしくお願いいたします。

答弁　町長

質問一

一－一

・地域社会において、ジェンダー平等についての理解は、徐々に進みつつあるものの、例えば男性は仕事、女性は家庭といった男性はこうあるべきとか、女性だからこうあるべきというような考え方などは、まだあるのではないかと認識しております。

一－二

・誰もが多様な生き方を選択できるようジェンダー平等の意識改革に取り組むことが重要と考えています。

一－三

・ジェンダー平等の視点や考え方が必要であるとの認識であり、公平、公正に行われるべきであると考えております。

一－四

・現在新たに専門的な課を設置するなどの体制づくりは考えておりませんが、町の男女共同参画プランに基づき、重点目標を定め、女性の声が反映されやすいよう役場各課と関係機関において、施策を進めてまいります。

一－五

・ジェンダー平等に関する指導は、教科や道徳、特別活動において、男女平等や相互理解、協力の重要性などについて、年齢差に応じた指導を行っています。

・各学校で児童生徒の個々の人権を尊重し、男女平

等で差別のない学校教育を教科、領域だけではなく、全ての教育活動を通じて行えるよう各学校と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

質問二

二ー一

・町道及び町管理の歩道について、積雪状況調査委託及び担当課によるパトロール、さらには青森県が設置する雪情報観測所のデータを取り寄せ、積雪状況を日々把握しているところでもございます。

二ー二

・住民の安全の交通の確保のための除排雪活動に全力で取り組んできたところではありますが、一部区間において、十分な除雪を行うことができず、町民の皆様には大変ご不便をおかけしているところでもあります。

二ー三

・来年度は今年度の歩道除排雪計画の問題点を洗い出し、必要があれば、小型除雪機の導入を検討しながら、委託路線の見直し等を行い、万全の体制で臨んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

一般質問通告のありました質問事項1、我が町におけるジェンダー平等の取組についてお答えをいたします。まず、1点目の我が町におけるジェンダー平等の状況につきまして、町長はどのように認識しているかについてでありますが、地域社会において、ジェンダー平等についての理解は、徐々に進みつつあるものの、例えば男性は仕事、女性は家庭といった男性はこうあるべきとか、女性だからこうあるべきというような考え方などは、まだあるのではないかと認識しております。

次に、2点目の町のジェンダー平等の状況は、暮らしよさとも結びつく問題である。ジェンダー平等を推進する取組を町として抜本的に強めるべきと考えるが、いかがかについてでありますが、これからの時代は、男性、女性という性別を理由として、男性とはこうあるべきとか、女性だからこうあるべきというように役割を固定的に分ける考え方ではなく、人それぞれがいろいろな価値観を持っていることから、誰もが多様な生き方を選択できるようジェンダー平等の意識改革に取り組むことが重要と考えています。

また、ジェンダー平等を推進する取組については、東北町男女共同参画プランに基づき取り組んでいるところでありますが、今後さらに男女が対等な立場で、地域住民の誰もが暮らしやすいまちづくりを目指して、現在のプランを見直し、令和3年度中に第2次東北町男女共同参画プランを策定し、その計画に基づき、ジェンダー平等を推進してまいります。

次に、3点目の町役場の職員の採用、役職の任用などでもジェンダー平等の視点が必要であると考えるが、町長の考えはについてでありますが、職員の採用や役職の任用などにおいても、ジェンダー平等の視点や考え方が必要であるとの認識であり、公平、公正に行われるべきであると考えております。

次に、4点目のジェンダー平等を推進する体制をつくって、取組を進めるべきと考えるが、いかがかについてでありますが、現在新たに専門的な課を設置するなどの体制づくりは考えておりませんが、町の男女共同参画プランに基づき、重点目標を定め、女性の声が反映されやすいよう役場各課と関係機関において、施策を進めてまいります。

特にジェンダー平等など、男女共同参画については、まず町職員が理解を深めることが大切であり、ジェンダー平等の視点に立った施策を進めるために職員研修を実施してまいります。また、女性の声をしっかりと酌み取ることができるように、庁舎内に女性職員を代表としたワーキンググループを立ち上げるなど、ジェンダー平等を推進する体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、5点目の学校教育において、ジェンダー平等を育むことが大切であると考えるが、我が町の小中学校での状況と今後の取組につきましては、この後教育長から答弁させていただきますので、ご了承願います。

続いて、質問事項2の冬期の歩行者の安全確保についてお答えをいたします。まず、

１点目の冬期、町内の歩道の積雪状況は、日々把握されているかについてでありますが、今冬の降雪は、断続的に続く寒波の襲来により、豪雪に見舞われ、例年であれば、周期的に変わる天候も長期にわたり、真冬日が連続するなど、除排雪費も過去最高となっております。

　このような積雪状況を把握するため、町道及び町管理の歩道について、積雪状況調査委託及び担当課によるパトロール、さらには青森県が設置する雪情報観測所のデータを取り寄せ、積雪状況を日々把握しているところでもございます。

　次に、２点目の歩行者の歩行確保のための除雪が適切に実施できるよう除雪体制が構築されているかについてでありますが、現在町内にある町道及び県道を含む歩道の総延長は、おおむね58・２キロメートルあり、そのうち32・２キロメートルにつきましては、ロータリー除雪自動車を貸出し、外部に委託しております。残りの26キロメートルは、直営による除雪となりますが、そのうち2・8キロメートルがロータリー除雪自動車での除雪が行えない狭い歩道などの理由から、小型除雪機による除雪を行っている箇所及び障害物があること等により、除雪を行えない路線となっております。

　このことから、住民の安全の交通の確保のための除排雪活動に全力で取り組んできたところではありますが、一部区間において、十分な除雪を行うことができず、町民の皆様には大変ご不便をおかけしているところでもあります。

　次に、３点目の歩行者が通行できるを基準に、除雪の体制を構築するべきと考えるが、町としての考えはについてでありますが、町としては、今冬のような豪雪時でも除雪対応できるよう、また町民の皆様にご不便をおかけすることのないよう、来年度は今年度の歩道除排雪計画の問題点を洗い出し、必要があれば、小型除雪機の導入を検討しながら、委託路線の見直し等を行い、万全の体制で臨んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

答弁　教育長

　続いて、私から質問事項１の（５）、学校教育において、ジェンダー平等を育むことが大切であると考えるが、我が町の小中学校での現状と今後の取組を問うについてお答えします。

　まず初めに、我が町の各学校における男女平等についての指導の現状ですが、当町においても、学習指導要領に基づき、男女児童生徒が、その区分なく同じ学校で在学し、同一教室で生活しています。ジェンダー平等に関する指導は、教科や道徳、特別活動において、男女平等や相互理解、協力の重要性などについて、年齢差に応じた指導を行っています。

　具体的には、小学校では、教科の学習はもとより、委員会活動、清掃活動、給食当番などは、全て男女平等の内容で行われています。年齢的にまだ男子と女子の違いは感じていても、男女一緒と考えている児童が多く見受けられます。

　一方、中学校では、保健体育、道徳、学級活動の授業などにおいて、男女の発達の違いや平等、相互理解と自他の敬愛と協力の重要性などについて学習しています。

　次に、教育委員会としての今後の取組についてでありますが、男女平等の教育は、人種、信条、性別、社会的身分などによって教育上差別されないと教育基本法で明確に示されています。これからも学習指導要領に基づき、各学校で児童生徒の個々の人権を尊重し、男女平等で差別のない学校教育を教科、領域だけではなく、全ての教育活動を通じて行えるよう各学校と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

　以上、答弁とさせていただきます。

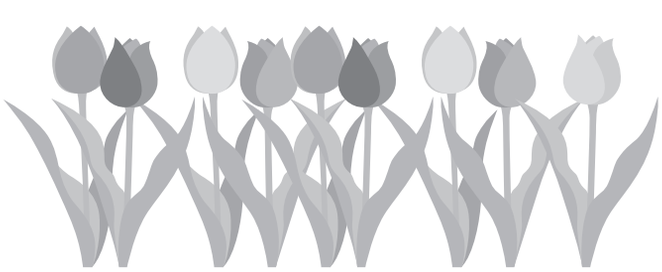

各委員会の活動（１月～３月）

★総務企画常任委員会

開催日	事件（内容）
２月17日	所管事務調査 (1)総務課　①東北町個別施設計画の概要について ・補正予算の概要説明 (2)税務課　①令和３年１月末　町税等収入状況について ・補正予算の概要説明 (3)東北支所・選挙管理委員会　・補正予算等の説明 (4)財政課　・補正予算の概要説明 (5)企画課　・補正予算の概要説明 (6)会計課　・補正予算の概要説明 (7)監査委員事務局　・補正予算の概要説明

★産業建設常任委員会

開催日	事件（内容）
２月18日	付議事件 ①請願第１号　日米地位協定の抜本的見直しを求める請願書 所管事務調査 (1)建設課　①主要事業の進捗状況について ・補正予算の概要説明 (2)農林水産課　①令和２年度主要事業の進捗状況について ・補正予算の概要説明 (3)下水道課　①東北町合併浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正について ②東北町自然に優しい住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部改正について ・補正予算の概要説明 (4)商工観光課　・補正予算の概要説明 (5)農業委員会　・補正予算の概要説明

★教育民生常任委員会

開催日	事件（内容）
２月19日	付議事件 ①請願第２号　加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願

★議会運営委員会

開催日	事件（内容）
２月24日	(1)会期日程について ①令和３年第１回東北町議会定例会付議事件の概要 ②議会提出案件（予定）等 ③一般質問通告状況（２月19日正午までに通告）

★議会広報特別委員会

開催日	事件（内容）
２月１日	(1)議会だより第63号の編集について

★全員協議会

開催日	事件（内容）
２月12日	案件 (1)豪雪対策としての農家支援について (2)十和田地区食肉処理事務組合の民営化について (3)町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営制度について (4)第８期介護保険事業計画に係る介護保険料「基準額」について (5)新型コロナウイルス予防接種事業について (6)上水道事業における水道料金改正について 報告 (1)老人福祉センター改修工事等の進捗状況について (2)今後の町諸行事について

開催日	事件（内容）
所管事務調査 (1)町民課　①東北町国民健康保険事業の概要について ・補正予算の概要説明 (2)学務課　①令和３年度新規事業の概要について（通級指導室の指導にあたる町費負担教員《会計年度任用職員》の採用について） ・補正予算の概要説明 (3)社会教育課　①令和３年度からの放課後子ども教室と放課後児童クラブの運営について ・補正予算の概要説明 (4)福祉課　・補正予算の概要説明 (5)保健衛生課　・補正予算の概要説明 (6)スポーツ振興課　・補正予算の概要説明	

委員会報告

○総務企画常任委員会

（令和３年２月17日開催）

委員長　和田勇人

所管事務調査結果

総務課関係

●東北町個別施設計画の概要について

（東北町個別施設計画案抜粋）

１　個別施設計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。

当町においては１９８０年代から１９９０年代にかけて、住民文化系施設や産業系施設をはじめとする多くの公共施設を整備してきました。現在、これらの施設が建築後30年から40年余り経過し、老朽化している状況です。

これら施設の老朽化に伴い、事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことが懸念されます。

今後、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を次々に迎えることになりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模を、そのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

２　個別施設計画策定の目的

このような背景から、当町の公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成29年度に「東北町公共施設等総合管理計画（「総合管理計画」という。）」を策定し、公共施設等の適正配置や効果的・効率的な運営の方向性を示しました。

個別施設計画は、総合管理計画に基づき、施設ごとの取組方針等を具体的に示すための計画となっています。

■個別施計画策定の目的

●適正な施設更新（更新や統合・廃止等）の検討

●人口減少に伴う適正施設数の検討

●長寿命化等により法定耐用年数を延長する施設の検討

３　計画期間

計画期間は、２０２１（令和３）年度から２０５０年度（令和32）年度までの30年間とし、10年ごとに第Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期と期別目標を設定します。今後の上位・関連計画や社会経済情勢の変化などに応じて、期別毎に見直しを行っていきます。

４　本計画の推進方針

今後、総合管理計画の方針や本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取り組みを行いますが、事務的な整理や整備手法などの検討や具体的な対策の実施にあたっては、対象施設に関連する町民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

５　本計画の推進体制

本計画に記載している対策については、各公共施設の所管課を中心として実施します。

一方で、公共施設の統廃合や多機能化等、施設の再編などによる町民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、公共施設の規模の最適化や多機能化等の取り組みについては、全庁的な推進体制である（仮称）関係課調整会議で協議のうえ推進します。

【質疑】個別施設計画を作成することで、国の補助等を受けられるのか。

【回答】施設を取り壊す際の起債を借りられると伺っております。

【意見】長寿命化の費用が高額になる施設は、費用対効果が高い施設とわかる指標が必要だと思います。

税務課関係

●令和３年１月末　町税等収入状況について

【質疑】現年の個人町民税が、０・７ポイント減の理由は何か。

【回答】税務署による税務調査の中で、新たに現年分の課税対象となった方がおり、未納状態となっているためです。

【質疑】当町では滞納者に対して差し押さえができないものか。

町税等収入状況調

（単位：円、％）

区分 / 税目			予算額	調定済額	収入済額	徴収率	昨年同期	増減(ポイント)
現年	町民税	個人	536,974,000	626,501,679	460,883,807	73.6	74.3	▲ 0.7
		法人	70,000,000	57,362,500	56,864,244	99.1	98.5	0.6
	固定資産税		814,487,000	848,262,100	833,278,960	98.2	97.7	0.5
	国有資産等所在市町村交付金		24,538,000	24,538,400	24,538,400	100.0	100.0	0.0
	軽自動車税	種別割	61,641,000	64,833,000	62,289,500	96.1	94.9	1.2
		環境性能割	4,000,000	2,354,200	2,354,200	100.0	0.0	100.0
	たばこ税		148,626,000	108,850,486	108,850,486	100.0	100.0	0.0
	入湯税		615,000	562,650	562,650	100.0	100.0	0.0
	国民健康保険税		470,160,000	493,304,700	384,800,760	78.0	77.1	0.9
現年度分計			2,131,041,000	2,226,569,715	1,934,423,007	86.9	86.4	0.5
繰越	町民税	個人	9,000,000	45,437,263	10,256,011	22.6	17.3	5.3
		法人	500,000	1,120,200	313,100	28.0	13.5	14.5
	固定資産税		9,000,000	66,551,332	10,036,456	15.1	9.1	6.0
	軽自動車税		1,100,000	7,854,625	1,252,450	15.9	14.9	1.0
	国民健康保険税		29,205,000	188,946,420	31,986,213	16.9	12.6	4.3
滞納繰越分計			48,805,000	309,909,840	53,844,230	17.4	12.5	4.9
合計			2,179,846,000	2,536,479,555	1,988,267,237	78.4	76.0	2.4

【回答】滞納整理機構の担当者と検討します。

総務課
・補正予算の概要説明

東北支所・選挙管理委員会
・補正予算の概要説明

財政課
・補正予算の概要説明

企画課
・補正予算の概要説明

税務課
・補正予算の概要説明

会計課
・補正予算の概要説明

監査員事務局
・補正予算の概要説明

その他

税務課
・夜間の納税相談及び納付窓口開設について報告

平日の開庁時間に仕事等の都合により税金の納付や相談が困難な納税者の皆さんを対象に、夜間の相談窓口を令和３年４月から令和４年１月までの毎月第２・第４水曜日17：00～19：00に本庁舎・分庁舎税務課の二箇所で開設することとしております。

○産業建設常任委員会

（令和２年12月18日開催）
（令和３年２月18日開催）
委員長　沼山英隆
所管事務調査結果

〈令和２年12月18日〉

建設課関係

●岩渡沢川改修（１工区）工事請負契約の一部変更に係る専決処分について

【質疑】除雪の幅出しは、どのような状況で業務しているのか。

【回答】今年は積雪が多く幅出業務も追いつかない状況のため、町で所有している小型ロータリー車を除雪業者へ貸し出し、最初に幹線道路の幅出作業、その後に細い路線に入っています。

また、主要幹線には町の大型ロータリー車１台で幅出業務をしている状況です。

〈令和３年２月18日〉

建設課関係

●主要事業の進捗状況について

1　地域ミニ計画整備事業
側溝整備工事等８件
完了分７件

2　特定防衛施設等周辺整備事業
測量設計業務委託等５件
完了分３件

3　補給支処周辺障害防止対策事業
岩渡沢川改修工事４件
完了分２件

4　道路新設改良事業
測量設計業務委託等４件
完了分３件

5　道路橋梁補助事業
測量設計業務委託等３件
完了分１件

6　除雪対策事業
除雪業務委託等２地区
完了分０件

【質疑】道路がすり鉢状態で、大型車と擦れ違うに危険な状況になっているが事故の報告はあるのか。

【回答】今のところ事故の報告はありません。

農林水産課関係

●令和２年度主要事業の進捗状況について

【国庫補助】

1　農業次世代人材投資事業
進捗率47・６％

2　県営作田地区防災ダム事業
進捗率34・１％

3　県営中山間地域総合整備事業
進捗率71・３％

4　県営土場川地区経営体育成基盤整備事業
進捗率　66・１％

5　県営赤川地区経営体育成基盤整備事業
進捗率　60・３％

6　県営通作条件整備事業
進捗率　１００％

7　県営天間ダム地区農村地域防災減災事業（農業水利施設保全合理化事業）
進捗率　51・９％

8　県営天間ダム地区農村地域防災減災事業（防災ダム事業）
進捗率　57・２％

9　多面的機能支払交付金
進捗率　１００％

10　高収益作物次期作支援交付金事業（町農業再生協議会）
進捗率　０％

【県補助】

1　青森県野菜等産地力強化支援事業（取り下げ）
進捗率　０％

【町単独補助】

1　農業用廃プラスチック回収促進対策事業
進捗率　91・７％

2　健康な土づくり推進事業
進捗率　１００％

3　ながいも用スチールコンテナ購入事業
進捗率　１００％

4　経営継続支援補助金
進捗率　17・２％

5　スマート農業関連資格取得事業
進捗率　51・４％

6　東北町肉用牛生産支援補助金
進捗率　１００％

【質疑】県営土場川地区経営体育成基盤整備事業と比べ、県営赤川地区経営体育成基盤整備事業の換地が、順調にいっていると聞くがなぜか。

【回答】県営赤川地区経営体育成基盤整備事業は、事業を取り組む前から換地の方向がなされているためです。

下水道課関係

●東北町合併浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の一部改正について

●東北町自然にやさしい住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱の一部改正について

【質疑】過去三年間の年間実績は何件か。

【回答】年間25件程度です。

【意見】単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合の合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の②宅内・宅外配管費と③単独槽撤去費は国の補助があるが、汲取り便槽から合併

１　単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場合

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金							④住宅リフォーム支援事業補助金	
①浄化槽本体設置費補助			②宅内・宅外配管費		③単独槽撤去費		改正前（配管費を含む）	改正後（配管費を除く）
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後		
５人槽	352,000円（国庫等1/2）		０円	限度額 **300,000円**（国庫等1/2）	０円	限度額 **90,000円**（国庫等1/2）	限度額 210,000円（町単独費）	限度額 **70,000円**（町単独費）
６～７人槽	441,000円（国庫等1/2）							
８～10人槽	588,000円（国庫等1/2）							

※１　宅内外配管費及び既存浄化槽の撤去費も合併処理浄化槽設置整備補助金へ含むことにより、これまで配管費も助成対象としていた住宅リフォーム支援事業補助金の一部を減額する。

２．汲取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金							④住宅リフォーム支援事業補助金	
①浄化槽本体設置費補助			②宅内・宅外配管費		③便槽撤去費		改正前（配管費を含む）	改正後（配管費を除く）
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後		
５人槽	352,000円（国庫等1/2）		０円	限度額 **300,000円**（町単独費）	０円	限度額 **90,000円**（町単独費）	限度額 210,000円（町単独費）	限度額 **70,000円**（町単独費）
６～７人槽	441,000円（国庫等1/2）							
８～10人槽	588,000円（国庫等1/2）							

※２　宅内外配管費及び既存便槽の撤去費は国庫等補助対象外だが、単独槽の助成と同様に町単独で助成する。

浄化槽へ変換する場合は②宅内・宅外配管費と③便槽撤去費は町単独費となっているため、国の補助対象になるよう陳情、要望等をする必要がある。

建設課
・補正予算の概要説明

農林水産課
・補正予算の概要説明

商工観光課
・補正予算の概要説明

下水道課
・補正予算の概要説明

農業委員会
・補正予算の概要説明

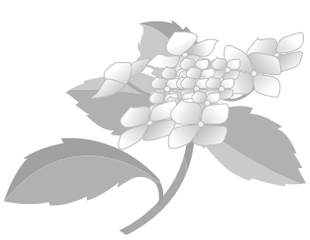

○教育民生常任委員会

（令和３年２月19日開催）

委員長　沼山浩幸

所管事務調査結果

町民課関係

●東北町国民健康保険事業の概要について

【質疑】国保税の収納率を上げる対策をしているのか。

【回答】国保税だけに限らず町税等の収納率を向上させるために口座振替制度を増やす取り組みや夜間徴収、電話での催告等も行っています。

【質疑】当町では町税等のコンビニ収納について行っているのか。

【回答】現在はコンビニ収納については行っておりませんが、今後は他市町村の動向等を見ながら、コンビニ収納に

１　加入世帯数及び被保険者数

（単位：人）

	H29年度（年度末）	H30年度（年度末）	R元年度（年度末）	R２年度（R３.１.31現在）
世帯数（全世帯数に対する割合）	2,761（38.3%）	2,720（37.4%）	2,640（36.3%）	2,618（35.9%）
被保険者数（全町民数に対する割合）	4,918（27.6%）	4,727（26.9%）	4,516（26.1%）	4,399（25.7%）

２．保険税賦課及び収納状況

（単位：円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度（R３.１.31現在）
調定（賦課）額 現年課税分（一般＋退職被保険者）	613,455,600	583,682,000	540,756,700	493,399,700
収納額	575,266,273	542,761,327	506,511,687	413,107,060
収納率	93.77%	92.99%	93.67%	83.73%
一人あたりの保険税 調定(賦課)額÷被保険者数	124,737	123,478	119,742	112,162

３．医療給付費等支払状況

（単位：円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度（３月補正後予算額）
医療給付費の総額	1,526,003,022	1,490,474,706	1,481,075,269	1,451,773,000
一人あたりの医療給付費 給付費総計÷被保険者数	310,289	315,311	327,962	330,023

４．決算の状況

（単位：円）

	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度（３月補正後予算額）
歳入合計	2,792,990,687	2,397,902,233	2,349,216,268	2,270,311,000
歳出合計	2,698,333,490	2,355,406,150	2,300,714,161	2,270,311,000
収支額‥‥①	94,657,197	42,496,083	48,502,107	0
歳入のうち国保財政調整基金からの繰入金‥‥②	77,861,927	43,571,548	39,622,000	58,300,000
実質単年度収支(①－②)	16,795,270	△1,075,465	8,880,107	△58,300,000

関する経費等を調査し検討していかなければならない時期と考えております。

学務課関係

●令和３年度新規事業の概要について

（通級指導教室の指導にあたる町費負担教員《会計年度任用職員》の採用について）

１　通級指導教室とは

小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、各教科等の授業は「通常の学級」で行いつつ、対象の児童生徒に個別指導を中心とした特別の指導を行うのが「通級指導教室」である。

２　指導内容や指導時間について

①一人ひとりの障害の状況に応じた具体的な目標や計画を立て、特別の教育課程を編成して指導が行われている。

②授業時間数は対象となる児童生徒に、概ね週３～５時間程度を予定している。

３　東北町の現状

○通級するまでの流れ

中部上北教育支援委員会の総合診断を行い、その結果「通級判定」となった児童生徒の保護者と相談・合意形成し通級することとなる。

青森県内では、小学校21校、中学校９校に通級指導教室が設置されている。

自校に通級指導教室が設置されていない場合、保護者等が近隣の設置校まで送迎しなければならない。

①小学校の現状（令和２年度現在、近隣市町村の通級指導教室設置学校）

七戸小学校（七戸町）、若葉小学校（野辺地町）、上久保小学校（三沢市）、三本木小学校（十和田市）の４校で、東北町からは、現在七戸小学校へ12名通級している。

②中学校の現状（令和２年度現在、近隣市町村の通級指導教室設置学校）

第一中学校（三沢市）、三本木中学校（十和田市）の２校

通級している小学生は、中学校進学にあたり総合診断を行っている。

平成30年度までは、送迎できる（しやすい）範囲に通級指導教室がないため中学生には「通級判定」を出すことはなかったが、中部上北教育支援委員会で「通級指導教室が設置されていないから判定を出さないというのは、間違った判断なのでは？」と議論がなされ、令和元年度から中学生にも「通級判定」を出すこととなった。

しかし、中学校に通級指導教室が設置されていないため、「通級判定」となっても、小学生の時に受けることができた支援を中学生では受けることができない状況である。

【質疑】上北中学校の生徒が、東北中学校に行って通級指導を受けるのか。

【回答】通級指導の先生が、上北中学校へ移動し指導することになります。

【質疑】通級指導教室の町費負担教員の採用は何名か。

【回答】採用は１名です。

４　教育委員会の考え方

令和３年度、通級を希望している町内の中学生（新１年生含む）は現在４名いる。

この４月から中学校に入学するにあたり、６年生の在籍する校長や保護者から開設を望む声が多数あったことから、教育委員会としては、通級を希望する中学生に対して、学校生活及び授業時における困難の改善・克服を図り、きめ細かな必要な支援を行うこととし、町独自で教員を配置し町内中学校に通級指導教室を設置することとした。

５　指導教員の配置場所

東北中学校に配置し、同時に上北中学校の生徒もカバーする。

６　通級指導を希望する生徒

東北中３名と上北中１名

７　上十三管内の市町村教員任用状況

七戸町（小２名、中２名）、横浜町（小２名、中２名）、六ヶ所村（小５名、中４名）

社会教育課関係

●令和３年度からの放課後子ども教室と放課後児童クラブの運営について

１　経緯

①平成20年度から「放課後児童クラブ（学童保育クラブ）」から「放課後子ども教室」に移行されて現在にいたっています。

②令和３年４月から、上北小学区の児童を対象に、「放課後児童クラブ」として、これまで行ってきた活動を継続して実施したいと考えています。

③上北小学区を対象として児童クラブに移行する理

由としては、児童クラブの開設は、学校内の余裕教室、児童館、公民館等になっており、現在上北小は、ふれあい館を活用できるので、放課後児童クラブに移行することとしております。

④東北小、甲地小については、現在学校内で子ども教室を開設しておりますが、児童クラブに移行するには、余裕教室等を活用しなければならないことになっており、現在は、両校とも余裕教室がない状況であり、児童クラブへの転用は困難な状況にあります。

２　当町の現状

①本来子ども教室では、学習支援のほか、体験学習（実験、工作）スポーツ活動（野球、サッカー等）文化・芸術活動（茶道、華道、音楽等）多様なカリキュラムを実施しなければならないが、当町の「子ども教室」では、予習、復習といった学習支援は行ってはいるものの、「児童クラブの内容」（見守り）に近い状況にあります。

３　令和３年度から「放課後児童クラブ」（上北小学区）に移行する理由

①学校施設以外の「上小ふれあい館」を活用できること。

②「児童クラブ」に移行することによって、現状に即した状況で、運営できることになります。

③東北小、甲地小については、現状のまま学校施設を利用して、児童クラブへ移行することは、前述のとおり余裕教室等を利用する場合に限定されますので、困難な状況にあります。また、子ども教室を運営するにあたっても、令和３年度にコミュニティースクールの開設を検討し、４年度からは開設しなければならないことになっております。

④令和３年度中にどのような方法で移行していけば良いか、検討していきます。

４　「児童クラブ」開設にあたっての条件

①「児童クラブ」には、資格のある指導員が必要です。

②そのためには、県で開催する研修会を受講する必要があり、令和２年10月に10名の方が資格を取得しています。

【質疑】児童クラブに移行しても、開設する日数は２９０日で変わらないのか。

【回答】日数は変わらないです。

学務課
・補正予算の概要説明

社会教育課
・補正予算の概要説明

スポーツ振興課
・補正予算の概要説明

町民課
・補正予算の概要説明

福祉課
・補正予算の概要説明

保健衛生課
・補正予算の概要説明

☆お知らせ

東北町テレビ
（東北町自主放送　11チャンネル）

町議会６月定例会放送予定
（６月上旬）

放送日程や内容は、リモコンの「番組表」ボタンで確認することができます。

議会の動き（1～3月）

月　日	用　務
1月15日	青森県町村議会議長会正副会長会議
	青森県町村議会議長会理事会
1月22日	上北郡町村議会議長会　第４回定例会
2月1日	議会広報特別委員会
2月12日	全員協議会
2月17日	総務企画常任委員会
	青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会
2月18日	産業建設常任委員会

月　日	用　務
2月19日	教育民生常任委員会
2月24日	議会運営委員会
	東北町総合開発審議会
2月26日	青森県町村議会議長会第71回定期総会・自治功労者表彰式
3月2日	第１回定例会
3月9日	第１回定例会
3月10日	第１回定例会
3月11日	第１回定例会

訃報　蛯沢達也議員　逝去

東北町議会議員蛯沢達也氏が、去る3月29日にご逝去されました。故蛯沢達也氏は、平成11年初当選以来、平成30年当選まで6期19年5月町議会議員として在職。教育民生常任委員会副委員長、三沢基地周辺対策特別委員会副委員長、総務企画常任委員会委員長・副委員長、小川原湖環境保全対策特別委員会委員長、議会広報特別委員会委員長、産業建設常任委員会副委員長、平成26年10月から1期4年間東北町議会第5代副議長の要職を歴任されました。これまでに、地方自治の振興発展の寄与が認められ、自治功労賞を、平成29年2月全国町村議会議長会より、町議会議員在職15年以上として、令和3年2月青森県町村議会議長会より町議会議員在職19年以上としてそれぞれ受賞されております。故蛯沢達也氏の生前のご功績をたたえるとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

編集後記

今月は「議会だより第64号」をお届けします。

本号は、3月定例会を主に編集しましたが、内容の一部を要約しておりますのでご了承願います。

議会広報特別委員会では町民の皆様に親しまれる紙面作りを心がけております。ご意見、ご要望等がありましたら匿名でも結構ですのでご投稿をお願いします。

議　長　笹倉　健
議会広報特別委員会
委員長　田嶋　悟
副委員長　市川俊光
委　員　沼山英隆
委　員　沼山浩幸
委　員　和田勇人
委　員　蛯名竜也
TEL0176-56-3111
FAX0176-56-3110